

平成30年12月7日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	10 番	松本末治
2 番	片渕清次郎	11 番	光武学
3 番	樋口作二	12 番	徳村博紀
4 番	中村和典	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利
9 番	伊東茂		

2. 欠席議員

5 番 松田義太

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係主査	小野原竜久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	樋 口 久 俊
副 市 長	藤 田 洋 一 郎
教 育 長 職 務 代 理 者	池 田 正 明
総 務 部 長	有 森 弘 茂
総 務 部 理 事	納 塚 眞 琴
市民部長兼福祉事務所長	有 森 滋 樹
産 業 部 長	土 井 正 昭
建 設 環 境 部 長	大 代 昌 浩
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 口 徹 也
総 務 課 長	中 島 剛
総 務 課 参 事	江 頭 憲 和
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	江 口 清 一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	田 崎 靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	川 原 逸 生
市 民 課 長	幸 尾 か お る
税 務 課 長	田 代 章
保 険 健 康 課 長	中 村 祐 介
福 祉 課 長	染 川 康 輔
産 業 支 援 課 長	江 島 裕 臣
商 工 観 光 課 長	藤 家 隆
農 林 水 産 課 長	下 村 浩 信
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 中 宏 幸
都 市 建 設 課 長	岩 下 善 孝
都 市 建 設 課 参 事	藤 井 節 朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	山 浦 康 則
水 道 課 長	広 瀬 義 樹
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	寺 山 靖 久
教 育 総 務 課 参 事	針 長 三 州
生涯学習課長兼中央公民館長	山 崎 公 和

平成30年12月7日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第55号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第56号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について
議案第57号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について
(一括質疑、一括討論、採決)
- 日程第4 議案第58号 中村住宅の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第54号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。

当局の説明を求めます。田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

おはようございます。それでは、議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明いたします。

議案書は11ページ、議案説明資料は18ページからです。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、広平・中川内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めたいので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書12ページ、広平・中川内辺地総合整備計画書をお開きください。

今回、整備対象とする辺地の概要と公共的施設の整備を必要とする事情を記載しております。

平成29年10月にこの区域一帯の主要公共交通機関であったバス路線の廃止により、辺地区域として一体的に支援を行う必要が出てまいりました。この区域から県道皿屋～三河内線に

通じる唯一の連絡道であります市道中川内～広平線は平均幅員3メートルと非常に狭い上に離合場所も少なく、児童・生徒の通学や農林産物の搬出に困難を来しております。また、バス路線の廃止で一般車両の通行増加も見込まれることから、地域の生活道路である本市道の改良、舗装の整備が必要と判断し、今回の辺地計画を策定するものであります。

13ページをごらんください。

公共的施設の整備計画でございますが、平成31年度から平成35年度までの5年間で市道中川内～広平線の改良、舗装を行うもので、総事業費として6億円計上いたしております。

次に、別冊議案説明資料19ページをお開きください。

4、辺地の要件として、政令に定められている辺地の要件を記載いたしておりますが、辺地の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上で、かつそのへんぴな程度が総務省令で定める基準に該当する地域であり、辺地度点数100点以上であることとされております。

今回策定する計画の概要について、戻りまして、18ページをごらんください。

2項めに、今回、新たに策定します計画と現行の広平辺地総合整備計画を比較して記載しておりますので、御参照ください。

新たな計画区域である広平・中川内辺地は、面積は2.64平方キロメートル、人口は本年4月1日時点で80人、辺地度点数は108点となっており、先ほど説明いたしました辺地要件を満たす内容となっております。

3項めの辺地事業に対する国の財政支援ですが、辺地総合整備計画に基づく事業を行う市町村に対しては財政上の支援が行われることになっており、辺地対策事業債は充当率100%、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、財源充当できることとなっております。

19ページ下段には辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の抜粋を掲載しておりますので、参考にごらんください。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

15番議員の角田一美です。今回、新たに広平・中川内の辺地総合整備計画を立てられておりますけれども、これまで平成7年度から平成27年度まで16年間で1,350,000千円、それから、広平辺地総合整備計画を平成23年度に変更して、24年度から30年度まで7年間で6億円、通算して23年間で1,950,000千円の辺地総合整備計画を取り組んでこられたわけです。23年度に計画変更をされて7年間で取り組んで6億円、中川内から金原集落までの1.6キロを変更計画で30年度まで取り組んでこられたわけですがけれども、地元の皆さんは一日も早く工事

の進捗を希望されていたんですけれども、当初計画からして非常におくれており、今回、新たに中川内まで拡大したところの辺地総合整備計画をつくらざるを得なかった状況なんですけれども、非常におくれた背景に、いわゆる山林の保安林の指定解除が一つあると思います。この保安林の指定解除は、私も議会の補正予算等で繰り越しが無いようにという形で事業の進捗をお願いしてきたわけです。これまで4地区に分けて順次保安林の指定解除を申請していくということでしたけれども、一番肝心な中川内から、入り口のほうからやっついていかないと先に進まないわけですが、肝心な入り口のほうで事業がストップしておるわけです。

その保安林の指定解除を4地区に分けてやるといったところの現在の指定解除がどういった状況にあるのか、また、今後、保安林指定解除に向けてどういった計画があるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

工事内容については都市建設課のほうから御答弁いたしたいと思います。

ただいまの御質問の中で、保安林解除のおくれている状況、あるいは今後の方向性まで含めてということで御答弁したいと思います。

保安林解除につきましては、現在、中川内の辺地、広平までの中では4ブロックに分けて申請ということで、まず、今やっている第1回目の範囲、橋のところから約200メートルぐらいの山手側を通して、それで現道タッチまでが保安林がございます。ここはまず工事の直前にならないと申請を県のほうで受け付けてもらえません。流れとしては、受け付けた後には林野庁のほうの手続になります。

今回の1回目の場所につきましては、解除については、前回もお答えしたと思いますけれども、申請を県のほうに1年以上前に提出はいたしております。あとは県のほうの作業で国のほうへという流れになるんですけれども、御存じのとおり、今、新幹線のほうが武雄―嬉野間が急ピッチで進められておりますけれども、その間に保安林が幾つもあって、県のほうでも御努力いただいているんですけれども、県の中での順位については、県のほうでそちらのほうの量をクリアするのに多くの時間を費やしておられます。鹿島のほうも何回も何回も県には御相談をして、地元も困っているということでやっているんですけれども、なかなか進まなかったのが現在までの状況です。

今の最新の状況ですけれども、やっと下準備が済んで、11月30日に県から国のほうに正式な申請ということで出されております。その結果が年度末ぐらいには国のほうから県へ予定の告示として申し出がなされますので、その後の作業で年度末から年度初めに向けては現場のほうの工事の作業を進めるための段取りで、来年度の初めには保安林の約200メートルぐらいの第1回目の部分の工事着手に進めていきたいというふうに現在のところは予定してお

ります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

中川内に行くたびに、この広平線の完了年度はいつかと、いつも聞かれている。そういった中で、議会の一般質問なり議案審議の中でその進行についてお願いをたびたびしてきたんですけども、そのときの回答として、順調に進んでいると、今後そういった保安林の指定解除並びに用地買収を先行してやっていくということでしたけれども、結果として、いわゆる2回目の変更の平成24年度から30年度、今年度で終わりなんですけれども、終わりまで一番スタートの手続の保安林指定解除でおくれた、このことによって辺地総合整備計画を新たにつくらざるを得なかったというのは非常に残念でたまりません。

そうは言っているものの、地元では一日も早く整備を望んでおられまして、特に、去年は大雪が降って、幅員が3メートルのところには大雪が積もって孤立化するような、生活に非常に苦慮されたときもありました。そういった形で、一日でも早く望んでおりますので、今回、新たにつくられる整備計画がスムーズに進むように、保安林の指定解除、あと2区、3区、4区とありますので、まず1区が済まないことには、あの橋を渡っていかないと大型重機等が入れないということで先に工事が進んでいないようで、7年間の工事の進捗状況を見てみますと、ほとんど進んでいないと私は見ております。そういった形で、事業費が膨らむばかりで、幾らこの事業については辺地対策事業債という、いわゆる100%事業債が認められて、8割まで地方交付税に算定して、非常に有利な事業ですので、こういった形で取り組んでいただいていますけれども、ぜひとも進行管理について、これ以上延ばさないでいいようによろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、おくらしている理由に、用地買収ですけれども、この期間、1.6キロメートルに及ぶ中で、ほとんどそういった形で工事が進んでいないわけですが、用地買収はある程度先行してやっておけば、ある程度工事の進行がスムーズにいくわけですが、現時点での用地買収の進捗状況、そして、大体何年度ぐらいまでに用地買収を済ませる予定なのか、その点、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

工事に係る分として、用地買収、あと、移転補償ということで物件関係も同時でやっておりますけれども、なるべく工事の前に先行してやるというのは市のほうも当然業務として肝

に銘じて作業に当たっております。

現時点においての状況ですけれども、全体で地権者が40人いらっしゃる中で、作業中も含めると8割を超えて、大体完了に向けて進めております。いつまでに全体を完了するかといたら、残りの2割弱ぐらいを、二、三年ぐらい先にはなるんですけれども、相手方が地元いらっしゃる方はいいんですけれども、相続関係で2代も3代も前から相続の移転登記がなされていなかったり、あるいは遠方にいらっしゃる方とか、やりとりが非常に、登記所に行ったり、作業がなかなか進まない部分もございますので、この辺はなるべく課の中で手分けしてでも作業に当たって、一日も早い完了に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

用地買収というのは非常に時間がかかりますので、早目早目に後の工事進捗に支障のないような形で着手をして、どうしても人事異動等で非常になれない時期もあろうかと思えます。そういうことがないような形で、庁舎一体となって事業をお願いしたいと思えます。

それでは最後に、1点お尋ねですけれども、辺地の要件に当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の人口が計画を定める日の属する年度の初日において50人以上ということで、へんびな程度の基準が辺地度数が100点以上ということが要件になっておりますけれども、前回の24年度から30年度までの計画の時点では、辺地の地域の人口が57名と指定され、現行、30年3月末でもって45人、いわゆる基準の50人を下回ったわけですね。そういった形で、今回、中川内まで含めたところで算定をして、人口が80人ということで、80人と45人の差が35人というのは中川内のどこら辺まで、中川内全ての人口まで算定されているのか。集落として中川内の中の平原とか山下とかあるんでしょうけれども、その80人の範囲というのはどこまで入っているのかをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回の整備計画の区域でございますが、広平の全域と中川内の一部といたしまして、金原、井手口、垣ノ内を計画の対象といたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第54号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第54号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第55号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第55号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、定例会議案の14ページをお開きください。

議案第55号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画の変更について御説明をいたします。

議案書は現在ごらんの14ページと、議案説明資料は20ページからとなります。

土地改良法第96条の3第1項の規定により、鹿島市営土地改良事業の計画について、下記のとおり計画を変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記、事業名、基盤整備促進事業、地区名、音成地区、事業量、圃場整備、面積18.0ヘクタールを18.1ヘクタールに、事業費519,000千円を612,300千円に、実施年度、平成27年度から平成31年度を平成33年度までに変更するものでございます。

提案理由は、当該地区の実施設計等の結果、換地区域等、事業費及び事業期間に変更が生じたため、この案を提出するものでございます。

次に、議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の20ページをごらんください。

1、事業概要、2、変更理由は先ほど御説明いたしましたので、省略し、3、経過でございますが、平成27年3月4日の議会議決後、5月から8月に同意を同意率100%で徴収し、10月8日から関係者からの異議申し出期間を15日間取りましたが、異議申し立てはございませんでした。10月23日、計画確定となり、30日に実施設計業務の着手、翌平成28年9月28日

に本工事の着工をいたしております。

4、工事進行状況ですが、本年度に基盤整備工事完了予定で、来年度、31年度に附帯工事を行う予定でございます。

次のページ、21ページをごらんください。

今後の予定として、今年度、変更後の計画概要書等の公告、編入及び除外される地区の所有者等資格者からの同意書、変更後の事業計画書の県による審査、変更後の事業計画書の公告、縦覧を経て、平成31年度、関係者からの異議申し出期間15日間をとり、変更事業計画の確定、工事、確定測量、換地となり、平成33年度までに換地を終了する予定でございます。

なお、参考といたしまして、土地改良法の抜粋並びに次のページ、22ページに音成地区面積一覧表を記載した平面図を掲載しておりますので、ごらんください。

古場城校区、草場校区、音成校区の場所と校区ごとの面積の増減を掲載しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第55号 鹿島市営土地改良事業（音成地区）の計画の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第55号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第56号～議案第57号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第56号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について、議案第57号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定についての2議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

それでは、議案第56号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について及び議案第57号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定について一括して説明をいたします。

議案書は16ページ及び17ページ、議案説明資料は23ページからになります。

この2議案は鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、鹿島市生涯学習センターと鹿島市民図書館の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

提案の理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、この2つの施設の管理を指定管理者に行わせたいので、これらの案を提出するものでございます。

現在、鹿島市生涯学習センターと鹿島市民図書館につきましては指定管理者制度による管理運営をお願いしておりますが、平成31年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了いたします。今回は期間が満了した後の平成31年4月以降につきましても、引き続き現在の指定管理者である団体に指定管理者制度による管理運営をお願いしたいということで御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては議案説明書で説明いたしますので、23ページをお開きください。

まず、鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定について御説明をいたします。

施設の概要につきましては、名称が鹿島市生涯学習センター、所在地は鹿島市大字納富分2700番地1です。

施設の目的としましては、市民の文化の向上と健康の増進に寄与することとなっております。

管理の主な業務の範囲としましては、4つですけれども、1つ目が生涯学習センターの管理運営に関すること、2つ目が生涯学習事業の実施ということで、施設設置目的内での生涯学習事業の計画及び実施ということになります。それから、生涯学習事業に係る料金の徴収及び収納事務となっております。3つ目としまして、市が行う業務への協力、4つ目に、教育委員会が必要と認める業務ということで、社会体育施設の予約受け付け業務、それから、使用許可書の発行業務、使用料の受け取り業務、それから、土日祝日の各種用具の予約受け付け及び貸し出し・受け取り業務、それから、そのほか教育委員会が必要と認める業務ということとなっております。

24ページをお開きください。

指定の方法として、単独指定ということでお願いしたいと思います。その理由といたしましては、条例の第2条のただし書きにある合理的な理由ということで、4つですけれども、規則第3条第1号「地方自治の振興などの目的のため、地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるとき。」、第2号「特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき。」、第4号「当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき。」、第5号「当該公の施設を現に管理しているものが、引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係

る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。」、この各号に該当するものということをお願いするものです。

指定管理の候補となる団体ですけれども、鹿島市大字納富分2700番地1、一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団です。

指定の期間といたしましては、平成31年4月1日から平成36年、2024年3月31日までの5年間です。

過去の指定の期間及び指定管理者につきましては、平成21年4月1日からの5年間がかしま市民立楽修大学、平成26年4月1日からが一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団となっております。

25ページのほうに利用状況及び市の指定管理委託料状況ということで、平成25年から29年の5年間のそれぞれの利用状況、それから、指定管理委託料、収支の状況を載せておりますので、御参照ください。

続きまして、27ページのほうをお開きください。

鹿島市民図書館の指定管理者の指定について御説明をいたします。

施設の概要としましては、名称が鹿島市民図書館、所在地が鹿島市大字納富分2700番地1です。

施設の目的としましては、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書、記録、その他必要な資料と情報を提供することとなっております。

管理の主な業務の範囲としましては、4つですけれども、1つ目が図書館の管理運営に関すること、2つ目が図書館事業の実施ということで、ここはそれぞれありますけれども、図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料の収集、整理及び保存に関すること、図書資料の閲覧及び貸し出しに関すること、図書の案内及び読書相談に関すること、それから、調査相談及び研究援助に関すること、それから、鹿島市に関する古文書等の歴史資料の調査、研究、展示等に関することなどです。そのほか、記載してありますので、御参照ください。3つ目としまして、市が行う業務への協力、4つ目、教育委員会が必要と認める業務ということになっております。

指定の方法につきましては、単独指定ということで、これにつきましては、先ほどの生涯学習センターと同じになります。

指定管理の候補となる団体につきましては、鹿島市大字納富分2700番地1、一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振興財団です。

指定の期間としましては、平成31年4月1日から平成36年、2024年3月31日までの5年間です。

過去の指定の期間及び指定管理者につきましては、平成21年4月1日から5年間がかしま市民立楽修大学、平成26年4月1日から5年間、一般財団法人鹿島市民立生涯学習・文化振

興財団となっております。

次に、利用状況ということで、平成25年から平成29年までの図書の貸し出し冊数、それから、指定管理委託料状況ということで、同じく5年間の指定管理料及び収支の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

3番議員、樋口作二でございます。今、示されました生涯学習センター及び鹿島市民図書館の指定管理者の指定について異議があるわけでは毛頭ございませんで、妥当に評価をしていただいたというふうに思っております。両方とも非常によくやっておられると思うんですよ。

お尋ねしたいのは、だんだん業務が立派になられている割には、指定管理料と申しますか、多分これだと職員の賃金も上がっていないのかなというふうに思うわけですが、まず、生涯学習センターに学芸部が新設されましたよね。これはことしで2年目でしょうか。そういう新しい仕事をされているのに、それに対する報酬と申しますか、それに見合うような対価を払っておられるのか、あるいは払おうという議論がなされたのか、その辺を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

樋口議員のお尋ねにお答えをいたします。

学芸部の新設ということで、図書館のほうにことし新設になりました。経過としましては、図書館ではもともと古文書等の取り扱い、いろいろ調査とか研究をしていたわけですが、近年、非常にニーズも高まって、また、非常によくその成果が出ている、また、地域、市民からのニーズもふえてきている状況であります。昨年、ことしと明治150年記念事業ということで市のほうでも取り組みを行いまして、その中で、鹿島の隠された偉人だったり歴史を掘り起こすというふうな事業を行った中で、内容につきましては、図書館の学芸担当のほうにお願いして、取り組みをしていただきました。そういった中で、学芸、古文書等を含めて非常に業務が今後充実していくということで、今年度、学芸部を組織として立ち上げというか、創設されて運用をされております。

今までは同じく図書館の一スタッフということでその業務に当たられておまして、昨年度、ことしにつきましては、その150年記念事業もありましたので、臨時職員の対応ということでうちのほうは手当てをしておりましたが、来年度以降、そういった学芸部の創設、そ

れから、今後いろいろそういったニーズが高まって対応されていく部分があるということで、そこは庁内では正職員の手当てをしていきたいということで検討をしております。（「山崎課長、予算と別枠……」と呼ぶ者あり）

それから、補足で済みません。去年とことしの明治150年記念事業につきましては、通常の指定管理委託料ではなくて、別途、その事業の費用を充ててお願いした経緯があります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

明治150年記念事業では、新たに地域の偉人等を発掘されて、立派な本にまとめられて、非常に参考になったという経緯がございまして、非常に評価が高いのではないかなというふうに思うところがございます。それについては事業費を払われたということですが、説明資料の29ページの指定管理料を見ましても、ずっとこのところ全体の合計というのが一律で、ほとんど変わっていないというのがちょっと気になることでありまして、職員のやる気とか、そういう意味も含めて、何かしら少しでもプラスになっていくような方向があったら、職員の方もよりやる気が出るのになというふうなことも思う次第でございます。

そして、今、学芸員というふうにおっしゃいましたけれども、伺ったところ、非常にたくさんの方の図書館の司書とか学芸員の資格を持っておられるということをお伺いして、すごい専門的な知識を持った方が鹿島市を支えてくださっているなというふうに思うところがございますけど、まず、司書についてですけれども、司書の資格を持たれているから採用されたのか、採用されてから司書の資格を取るという資格試験に臨まれたのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

図書館の職員で司書の資格を持った方が多数おられます。これが今現在の資料ということで、職員の中で11名の方が司書の資格を持たれているということになります。そのほかにも司書教諭とか、そういった資格もあるということですが、司書としては11名の方がお持ちです。これにつきましては、採用される前にお持ちになっている方ばかりでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

非常にラッキーといえますか、そういうふうな宣伝の仕方をされたのかなというふうに思

うわけですけれども、そういったちゃんとした資格を持った方が読書指導といいますか、そういったことに当たられているということで、鹿島市のためには非常に役立っているなど思うわけですけれども、そういう意味も含めて、多分これも自腹を切って勉強されて資格試験等を受けられていると思いますので、そういった面もある意味、プラスアルファにできるのかなと思います。

それから最後に、学芸員のことについて伺いたいのですが、学芸員は何についての学芸員なのか。例えば、博物館なら博物館に学芸員がおられると思うんですけども、この学芸員とは何の専門の学芸員なのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

今、図書館におられる方は、専門は特に古文書等の専門ということになっております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

古文書の専門ということは知っておりましたが、古文書専門の学芸員という名前があるのかなというあたりがちょっとよくわからなかったものですから、後で尋ねてみたいというふうに思います。

いずれにしても、司書にしても、そういう資格を持った方もおられて鹿島市の文化を支えられているということで、非常によい指定管理をなされていると思うし、ぜひこれから少しでも職員のやる気が出るような指定管理料の値上げというのでも検討させていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富です。1点質問させていただきます。

今回、新たに今後5年間の指定管理をされる団体ということで提案されておりますけれども、単独指定ということで、先ほど説明がありましたように、条例第2条のただし書きで4点ほど説明されましたけれども、私もこの財団が今までの5年間、企画もしっかりされていますし、そのほかの業務も非常にしっかりされていることはよくわかっております。このただし書きにあるとおりに、事業効果が相当程度期待できるということもわかっております。

そういった中で、10月でしたっけ、市民会館の設計事業者を決めるためにプレゼンがありました。私も時間がありませんでしたので、6者中4者聞くことができまして、本当に市民会館建

設に向けてわくわくしたといいますか、そのプレゼンを聞いて非常によかったと思っております。

そういったことを踏まえて、指定管理もいろいろありますけれども、このエイブルに関してだけは、そういったプレゼンといいますか、今後5年間の計画等々をぜひ公開していただきたいと思っておりますし、それをすることによって今まで以上に市民の方も利用したいという気持ち上がるのではないかといい気持ちであります。今までもイベント等、本当にいろんなプロの方を呼んで企画をされているのは市民の方がわかっておりますけれども、さらに今から5年間、しっかりこの団体、財団の皆さんが取り組んでいただくためにも、単独指定でありますけれども、そういったプレゼンをする機会を設けてはどうかという提案でありますけれども、そういったことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

稲富議員の質問にお答えをしたいと思います。

今回の指定管理、単独指定ということでお願いをしております。これにつきましては、5年間の総括を私ども行政の中で行った上で、当然、その成果とか取り組みの内容につきまして、あとは住民からの評価もいただいております中で、非常に高い評価を得たということで単独指定という判断をしたものでございますが、議員おっしゃるように、そういった今後についてのいろいろな展開とか取り組みの可能性について、現在、そういったやり方を考えているかということ、今までそこは考えていなかったわけですが、そういう何らかの機会でお示しできるような、財団としてそういったものを発信できるような機会があれば、ちょっと提案をしていきたいと考えています。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

前向きな答弁ありがとうございます。市民会館も今後新しく建てかわるわけでありまして、ぜひこの生涯学習センターの分については御検討をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。先ほど担当課長のほうから説明をいただきまして、この添付された資料のほかに、委員会で配付された資料も見ながら質問をしていこうかなと思っております。まず、単独指定されたところから入っていこうかなと思っておりますけど、条例第2条ただし書

きにある合理的な理由、規則第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当ということで4つ挙げてあります。この中の1番目の「地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるとき。」、これは私も理解できます。それと、4つ目の「安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるとき。」、これもそうかなと思います。

じゃ、聞きますが、この2番目に書いてある「特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき。」、これはどういうことを意味するのか。そして、その次の「市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき。」、この2つは例を挙げて説明をしていただいでよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

ただし書きにある合理的な理由ということで、その中の規則第3条第2号ですね、「特に専門的又は高度な技術を有する施設で、団体が客観的に特定されるとき。」というところ、それから、第4号の「当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき。」、これについての説明をしたいと思います。

第2号につきましては、専門的、高度な技術を有する施設ということであります。これにつきましては、当然、生涯学習の機会の提供ということで、学習室なり音楽室、調理室、それからホール、それぞれの機能があります。こういった中で、特に、ホール等につきましては舞台の専門のところがあったりとか、事業を展開する中では生涯学習のソフト面で非常に技術といいますか、そういった技能、知識等を含めて有する必要があるといったところが該当するのかなと考えております。

あわせて言いますと、ハードとか、そういうことばかりではなくて、特に、市民を巻き込んでというか、市民の協力を得ながら一つの形をつくり上げていくという形での、そういったソフト面での技能的なところも該当すると考えております。

それから、第4号につきましては、施設の設置目的を実現し、市の計画を実施するためにというふうな形でございます。第六次総合計画の中で、施策の展開方向、社会教育の中で「市民の誰もが、“いつでも” “どこでも” “何でも” 学べる環境の整備と機会の提供を行い、生涯学習の振興に努めます。」、その中に主要施策として「生涯学習センター・市民図書館を拠点とした、市民主体、市民主導による生涯学習の展開」ということでうたっております。特に、先ほども申し上げましたが、今の財団の運営、最初は任意団体から5年間、それから、5年前からは法人化されて、安定した運営の中で事業を展開されてきているというふうな成果があっております。そういった中で、先ほど申しましたように、市民参加型の提

供、市民のボランティア等を含めて一緒に運営を展開されているということで、まさしく子ども第六次総合計画の中でうたっているところを提供していただいていると考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

初めに言っておきますが、今の管理をされている生涯学習・文化振興財団、特別に問題があるとか、そういうふうなことは何も思っておりません。ただ、これは1期というか、1つの区切りが5年間なんです。そういう中で、先ほど稲富議員からも質問があったけど、事前に今後5年間の目標値とか、そういうふうなのを出されてね、プレゼンがいいのかどうか、よくわかりませんが、そういうふうな計画書は何も出てきていない。そういう中で、単独指定というのが今の時代に本当に適しているのか。だから、そういうふうなのを提出されてからの単独指定だったら特別に言うことはないし、今までの実績も非常に高いものがあると私は思っています。だから、そこのあたりはもう少し考えるべきではなかったかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

議員おっしゃられるように、今回、単独指定でお願いしたということは、評価として過去5年、10年の積み重ねの中で非常に評価して、その中でも先ほど申しました各条項に該当ということで単独指定をお願いしているものでございますが、確かに議員おっしゃられるような形でのですね、評価していながらも、公の中でそういった手続も一つの方法だということはあると思いますので、今回は我々の中ではここ以外はあり得ないというふうな判断をしたわけですが、おっしゃられるところを今後検討して、次回にまた持ち越しというか、そこはつなげていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

もともとこの指定管理が始まったいきさつというのは、市内にさまざまな施設を市が所有している。そういう中の管理運営——経費削減が一番最初です。財政基盤計画から始まったものです。そういう中で、年月がたつにつれて、非常にすばらしい指定管理制度になってきているとは思っています。特に、公民館とかね。これなんか、どこの公民館もすば

らしいですよ。地元のことを一生懸命されている。同じように、こちらのエイブルと図書館についても本当に頭が下がるぐらい鹿島市の文化の推進に寄与されていると私は思っています。この単独指定のところはそのくらいにしておいて、今後の課題ということにしておきたいと思います。

それでは、その次に移りますが、私たち文教厚生産業委員会とエイブル、振興財団と意見交換会を行いました。そのときにいろんなお話を聞きました。その中で、そこでは聞きにくいところですから担当課のほうにお聞きをしますが、まず、エイブルのほうが大体予算額が平成29年度で102,000千円程度ですね。指定管理委託料総額がですね。支出の合計が101,066,586円、1,193,979円の余剰金といたしますか、そういうふうに出てきているわけですね。過去5年間の収支をここにあらわしてありますけど、一番多いときで2,753,006円、そして、一番少ないときで555,372円、そういうふうな余剰金が出てきているわけです。

この中で、見ていてちょっと気になるのが、ほぼ1億円の予算で、人件費はその4割、40,000千円近くなんですね。これはどうなのかなと。館長、職員、臨時職員を合わせて15名、この給与形態というものは何を基準にしてあるんですか。市役所職員に準ずるものなのか、それとも、何に準じてこの給与規定は決められているんですか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

職員の方、正職員、準職員、それから、館長とかそれぞれ役職の方もいらっしゃいます。そういった方の給料月額につきましては、市の職員を準用とか、そういったことではありません。最初に、10年前の指定管理のときに設定した形での金額を踏襲しております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ちょっと驚きですね。10年前の設定をそのまま今も使っている。じゃ、これは昇給はあっているんですか。先ほど私が単独指定の理由の説明をお聞きしたときに、事業等を展開、教室等を開催している、そういうふうな専門的な技術というか、技能が必要となるとおっしゃいましたね。じゃ、そういう方に対して、この給料の中からどういうふうに戻元をしているんですか。資格手当というものがどういうふうなものがあるのか、まずお答えください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えいたします。

まず、昇給についてはあっておりません。

それから、手当としましては、管理職手当があります。これは事務局長、それから、図書館のほうになります。図書館長ですね。それから、調整手当ということで、正職員、準職員に対して手当があります。それから、技能手当ということで、ホール技師について技能手当というのがございます。資格手当というのは特にございません。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、両方の施設、館長を合わせて職員の方は15人ずつですかね、そういうふうな給与規定の中でよく入っていただいていると思いますよ。10年前と同じような設定というのは、ちょっとどうかと思いますよ。

冒頭申しましたとおりに、過去5年間、予算に対して、決算額、これを引いた場合に余剰金というものが出てきています。指定管理の場合、余剰金が出てきた場合はそれをまた市に戻すという形をとっています。

ここで御提案ですけど、この余剰金が出たということは、何でも使いたい放題使っているわけじゃないんですよ。一生懸命節約をされていると思います。自分たちができることは自分たちでされているんでしょう。そういう中で、少しでもということで、こういうふうに余剰金があらわれてきています。この2つの施設に限らず、公民館もそうでしょう。そういう中で、また市役所といいますか、行政のほうに全てを戻すんじゃなくて、もともとこれだけの予算で頑張ってくださいという委託料なんですよ。そう考えると、これを全てあなたたちの好きなように使ってくださいよとは言いませんけど、このうちの何%か何十%、そのあたりを還元する必要があるんじゃないですか。担当課長はどういうふうにお考えなのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

委託料の余剰金についてのお尋ねということですよ。

まず、説明いたしますが、今、管理委託料ということでお願いをしている中で、3つ项目的に分けて、それぞれの性格的に委託の積算をしております。1つは、運営費ということで、人件費等です。それから、管理費です。これは施設の維持管理、ハード面とかを含めて、そういった分の管理費です。もう一つが生涯学習の事業費ということで、ここで行われる事業展開の費用です。この3つの中で、1年間収支を行った上で、今現在は運営費と管理費は精算をさせていただいて、余った分は市のほうに戻していただくような形になっております。事業費につきましては、年々事業の取り組みが、例えば、ホールでの講演とか、そういったも

のが年によって若干ばらつきがありますので、そういったところの緩和のために、その分の余剰金は財団のほうに積み立てという形で残していただいて、翌年以降にまた有効に使っていただくというようなやり方をとっております。

議員おっしゃられるところの余剰金について、財団の中の経営努力というか、そういった運営の中の努力でということをございます。私どもも財団のほうといつも情報共有しながら、そういったお話もしていく中で、特に、指定管理が最初に始まったときは、10年前ということで、任意団体の中から始まった中で、5年後に財団化されて、当然、経験なり財団としての安定感も増してきた中で、非常に積み重なってきて充実した内容になってきているというのは感じております。おっしゃられるような中で、財団がいろいろと努力された中で、当然、経費的な節減もできている分も感じておりますので、一方で、結果的に使わなかったという費用もあります。これにつきましては、また性格が違うのかなと考えておりますので、こういった財団の努力の部分がこういったところに出ているのかは今後精査していきながら、これにつきましては財団のほうとも、例えば、そういったものを適正に運用できるような仕組み、そういったものも当然構築された中で、財団がある程度主体性を持つような形での、もしくは人件費等で柔軟に財団として判断されるような形があれば今後検討していきたいということで、これにつきましては庁内での決定も必要ですので、今後の検討課題ということでお答えをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

余剰金が出たとき、どういうふうにそれを運用していくかということは、新年度予算編成の中でいろいろ指定管理をされている財団との協議等も必要だろうと思います。これは本堂にお願いです。意見交換会の中でお話を聞いていて、そんなに私たち議員に対して不満をおっしゃるわけではないけど、聞いている中で、やっぱりどうなのかなと。先ほどおっしゃったように、10年前の給与規定をそのまま今準じているというのはどうかなと私は思います。そこのあたり、また新年度予算の中で金額が提示されていくでしょうから、そこでまた質問をしていこうかなと思っております。

あと、最後に1点ですけど、この生涯学習センターの業務の範囲、この資料の中で1から4まであるわけですけど、この4番目、社会体育施設の予約受け付け業務、それから、使用許可書の発行業務、社会体育施設の使用料の受け取り業務、土日祝日の各種用具の予約受け付け及び貸し出し・受け付け業務とあるんですけど、ここの生涯学習センターの職員の組織図というのが資料に出ていませんからよくわかりませんが、何かこれ専門の方がいるんですか、それとも、館長、事務局長を合わせて全部で15名でしたかね、みんなが何かしら交代

交代で当番でそういうふうなお仕事をされているんですか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

生涯学習センターのほうの業務の中の社会体育施設の予約受け付けとか使用受け付け、それから、使用料の受け取り等についての業務でございますが、これにつきましては、特に専用の窓口とか担当者がいるというわけではなくて、生涯学習センターの事務所の受付カウンターで受け付けをしていただいているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

業務の範囲の中で、1から3まではわかるんですよ。でも、4番目は教育委員会が必要と認める業務と書いてありますよね。教育委員会、あなたたちが、言い方は悪いですけど、楽ができるようにこちらのほうに仕事を押しつけている、そのように思えてきますけど。

先ほど生涯学習センターの指定の理由の中に「特に専門的又は高度な技術を有する施設で」と書いてあるんですけど、この部分がどうしてこの生涯学習センターの業務の中に入っているのか。これが切りかえの年だから私はお聞きをするんです。これは外すべきじゃないでしょうか。そこのあたりどうですか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えいたします。

この体育施設の受け付け等の業務につきましては、もともとというところとあれですけども、指定管理以前に、直営の時代に生涯学習担当課が今のセンターの事務所にいたときからそこで行っておりまして、その当時も時間帯も夜間までセンターがあいていたということで、利用者の利便性を含めて、そのまま委託の中に残している業務でございます。

議員おっしゃられるように、その業務につきましては雑多な部分がありまして、いろいろと調整が大変な部分とかもあります。そこにつきましては、生涯学習課のほうと今いろいろ情報共有とか調整をできるだけしていくということで、特に、月初めに3カ月以降の予約というのが集中するというので、開館する9時に若干並ばれて、そのときに利用者がたくさんおられる中での受け付けが大変だというふうな分が1つあるということで、そこにつきましては、毎月、生涯学習課の職員と一緒に出向いていって対応するような形で対応しております。あと、実際、休日、夜間の体育施設の利用者からのトラブルとか施設の故障とか、いろいろなものの連絡がセンターのほうに行っているというような状況もございまして、そ

こにつきましても、センターではなくて生涯学習課の担当者のほうに連絡が行くような形で調整をしていくようにしているところでございます。できるだけセンターの業務のほうに支障がないような形で調整をしていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

最初から私は言っているように、5年ごとの指定管理者の選定、指定について今議論をしているわけですよ。新しい5年間に入ろうとしているときに、何も変わっていないじゃないですか。給与規定も変わっていない、業務内容も変わっていない、それでいいのかなと思いますよ。私たち議員が意見交換会の中で業務内容とかそういうふうのを聞いていて、疑問に感じたんです。担当課だったら、もっとわかっているはずだと思いますよ。

そのあたり、今回は指定についての議案ですので、本当はもっと突っ込みたいところですが、このくらいにしておきますが、やはりもうちょっと考える必要があると思います。新年度予算のときに業務内容もまた出てくるでしょうから、そこでお話をしますが、何にしる今まで本当にこの財団、一生懸命やってこられたことは私は認めております。今後もこのような形で続くというふうに最終的になるんだったら、また頑張ってくださいと思っています。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

8番勝屋でございます。今、伊東議員のほうから来年度の予算のことだからちょっと遠慮されたのかなと思いますけど、今だったら来年度予算の骨格まで少しは変更できるのかなというところで、ちょっとそこの辺を話したいと思います。

私もエイブルさんの運営に関しては、よく努力されているなど評価をいたすところでございます。来年度、市民会館の運営がなくなるわけですよ。そういったところで、来年度の予算に関してどういうふうなお考えをお持ちなのかをちょっとまずお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

来年度の予算ということで、これは財団のほうが同じく指定管理者ということで認めていただければ、またことしに引き続きということになってくると思いますが、予算につきましては、今いろいろと作成段階でございまして、内容につきましては詳細にはないんですけれども、基本的には財団のほうといろいろな情報共有しながら、当然、財政面との調整もありま

すので、そういったところの作業をやっていく必要があると思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

市民会館の運営に関しましては、やっぱり技術的な資格をお持ちの方とか、そういう方が必要なんですよね。今、エイブルのホールと兼任されて活動されている、仕事されているわけですけども、なかなかそういった技術を持っていらっしゃる方がおられない、そういう状況なんですよね。今、よく頑張ってもらっているんですけど、来年、市民会館がなくなって、ホールが1つになるからということで、例えば、人員削減とか、そういうことをもし考えられているのであれば、そういうことはちょっと改めてほしいなというところもあるんですよ。やっぱりそれだけしっかりとした技術を持っていらっしゃる方を手放すようなことになれば損失があるのかなというところもございまして、こういうことを言っているわけでございますけれども、そういったことは考えていらっしゃるということによろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

市民会館の指定管理についてじゃありませんので、今回の……（「じゃ、変えます」と呼ぶ者あり）

勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

指定管理者ですね、財団さんのほうが今受けていらっしゃいます。自分たちも引き続き指定管理を受けたいんだよということで、まず、先に手を挙げていらっしゃると思うんですよ。そういった中で、来年度の予算のことを今言っているのは、後出しじゃんけんじゃないけど、来年度はこれでやってくださいねみたいな話になると、ちょっと財団さんも困るんじゃないかなと思って、今、予算のことを話しているわけです。いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

来年度予算につきましては、来年が財団が指定管理を受けられるかどうかというところはまだ未確定というか、今の段階ではまだはっきり言えませんが、それに向けて財団の事務局のほうと担当者のほうは想定をした中で調整をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

先ほど伊東議員のほうからも10年前の人件費で、そのままでいいのかというようなことも

おっしゃいますし、私も実際そう思っておるところもあるわけですよ。そういった中で、きちんとした技術を持っていらっしゃる方を確保しておきたいというところもありますので、その辺を考慮いただいて、来年度は予算立てしていただければと思います。ぜひとも私も引き続き財団さんのほうにお願いしたいという気持ちがございますので、その辺はよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

一括して討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 鹿島市生涯学習センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第56号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 鹿島市民図書館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第57号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時35分から再開します。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第58号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第58号 中村住宅の指定管理者の指定についての審議に入ります。当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

都市建設課からは議案第58号 中村住宅の指定管理者の指定について御説明申し上げます。議案書は18ページ、議案説明資料は31ページでございます。

議案書18ページで御提案しております今回の議案は、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、中村住宅の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、中村住宅の管理を指定管理者に行わせたいので、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては議案説明資料で御説明いたしますので、31ページをごらんください。

まず、1番目の公の施設の概要ですが、名称は中村住宅でございます。この住宅は市営住宅20戸、定住促進住宅20戸、合計40戸で整備を行っております。所在地は鹿島市大字中村1993番地1の旧鹿島警察署跡地でございます。

施設の目的は2項目ございます。1項目めの市営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的といたしております。2項目めの定住促進住宅は、定住促進住宅を設置することにより、鹿島市への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化及び住民福祉の向上を図ることを目的といたしております。

次に、2番目の管理の主な業務の範囲ですが、2項目ございます。1項目めは、住宅及び共同施設（道路、駐車場等）の維持管理・運営に関することといたしております。2項目めは、その他市長が必要と認める管理業務といたしております。

次に、3番目の指定の方法ですが、単独指定でございます。これは市議会の皆様方にも今回の住宅整備は民間活力を取り入れたPFI事業で実施する内容を3年前から現在に至る間で御説明、御審議、御承認いただき、事業を進めてきたところでございまして、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書きにある合理的な理由、同施行規則第3条第4号に該当いたします。具体的には民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI方式による整備手法を採用し、設計、建設、維持管理、運營業務を民間事業者に一括して発注することで、平成29年9月15日に事業契約を締結いたしております。

次に、4番目の指定管理の候補となる団体ですが、所在地は鹿島市大字納富分4124番地、名称は北鹿島中村住宅株式会社であり、この団体がPFI事業の維持管理、運營業務を行うため設立された特別目的会社のSPCでございます。

32ページをごらんください。

次に、5番目の指定の期間ですが、平成31年3月1日から平成61年3月31日まで、西暦で

申しますと2049年までの約30年間でございます。

なお、参考といたしまして、32ページから33ページにかけましては中村住宅の指定管理に
関係する条例、施行規則、法律、募集要項、事業契約書の抜粋を添付いたしております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第58号 中村住宅の指定管理者の指定については、これを提案のとおり
決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明8日から12日までの5日間は休会とし、次の会議は13日午前10時から開き、一般質問を
行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時42分 散会